

第22期 第3回  
和歌山県内水面漁場管理委員会  
議 事 錄

日 時 : 令和7年10月22日(水)  
午後1時30分から午後2時00分まで  
場 所 : 和歌山市茶屋ノ丁2-1  
和歌山県自治会館 2階 203会議室

## 第22期第3回和歌山県内水面漁場管理委員会議事録

1 日 時 令和7年10月22日（水）  
午後1時30分から午後2時00分まで

2 場 所 和歌山市茶屋ノ丁2-1  
和歌山県自治会館 2階 203会議室

3 議 題

(1) 知事許可漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置等の公示について  
(諮問)

4 そ の 他

5 出 席 者

(委 員) [議席順]

川口恭弘、木元伸彦、梶村麻紀子、小久保友義、丸山清重、大屋敏治、  
中垣剛、森岡康次、藤村全史、稻野俊直

(県)

島村資源管理課長、山内副課長、原田課長補佐兼漁業調整班長、  
古川主任、赤松主査

(振興局)

内海主査（海草）、今里技師（伊都）、大橋主査（有田）、  
中越技師（有田）、南主任（日高）、武田主査（西牟婁）、  
木下主任（東牟婁）

(事務局)

島村事務局長、戸瀬書記

6 議事内容 (午後1時30分開会)

戸瀬書記 只今から第22期第3回内水面漁場管理委員会を開催いたします。

本日は、議員の皆様に御出席頂いております。従いまして、本日の委員会が成立していることをご報告します。

それでは、開会にあたりまして、川口会長からご挨拶をお願いします。

川口会長 第22期第3回内水面漁場管理委員会の開催にあたり、ご挨拶申し上げます。委員の皆様、県職員の皆様には、お忙しい中、

ご出席いただき、厚くお礼を申し上げます。

本日は、うなぎ稚魚の漁業許可の議題を予定しています。重要な案件ですので十分なご審議をお願いしまして、開会の挨拶とさせていただきます。

戸瀬書記

議事に入る前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。まず、会議次第です。次に、資料1 知事許可漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置等の公示について（諮問）、次に参考資料ですが、事務局からの報告事項で全国内水面漁場管理委員会連合会についての関係資料が参考資料1～4までです。

追加資料としまして本日2種類机に配布させて頂いております。1つ目は「うなぎ稚魚漁業採捕の区域」と書かれた資料、2つ目は「コイヘルペスウイルス病の発生について」という資料です。以上です。資料の不足はございませんか。

お揃いのようですので、始めさせていただきます。

委員会議事運営規程第4条により、会長が議長を務めることになっていますので、川口会長よろしくお願ひします。

川口議長

最初に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。小久保委員、中垣委員の両名にお願いします。

それでは、第1号議案「知事許可漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置等の公示について（諮問）」を上程します。

事務局から諮問文を朗読願います。

戸瀬書記

(諮問文を朗読)

川口議長

県からの諮問でありますので、県から説明をお願いいたします。

原田課長補  
佐兼班長

知事許可漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置等の公示について説明します。

漁業法及び和歌山県漁業調整規則（以降、「規則」といいます。）に基づき、非継続許可漁業つまり対人許可漁業については、規則第11条第1項の規定に基づき、許可をしようとするときは、制限措置を定め、当該制限措置の内容及び申請すべき期間

を公示しなければならないこととなっています。

なお、制限措置とは、規則第11条第1項各号に掲げる事項であり、漁業種類、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数、推進機関の馬力数、操業区域、漁業時期及び漁業を営む者の資格のことです。

規則第11条第3項及び規則第57条第2項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、内水面漁場管理委員会・海区漁業調整委員会の意見を聴く必要があるため、今般、新たに許可するうなぎ稚魚漁業について、ご審議いただくものです。

資料1の1ページから4ページまでは公示案、5ページから11ページまではうなぎ稚魚漁業の許可方針、12ページから15ページまでは関係する規則の抜粋となっています。

それでは、うなぎ稚魚漁業の公示案について説明します。まず1ページをご覧ください。

1で制限措置の内容である漁業種類、許可又は起業の認可をすべき漁業者の数、操業区域、漁業時期及び漁業を営む者の資格について、5ページから11ページまでの許可方針に基づき、表で記載しています。

漁業種類は、うなぎ稚魚漁業です。

推進機関の馬力数は定め無しです。

操業区域は、県内の河川及び沿岸において20区域を許可方針に基づいて設定しております。今回は表の読み上げについては省略させて頂きますが、追加資料の「うなぎ稚魚漁業の採捕の区域」という資料で図示していますのでご覧頂ければと思います。これらの区域は令和5年漁期まで特別採捕許可にて採捕を実施しておりました区域と同様のもので、先ほどの説明のとおり本日追加資料として配布しております。

許可又は起業の認可をすべき漁業者の数は、各操業区域で2名～12名であり、20区域の合計は108名としています。この人数においても前漁期及び令和5年漁期までの特別採捕許可による許可人数と同数に設定しております。

漁業時期は、1月11日から4月30日まで。

漁業を営む者の資格は、1つ目として、漁業の根拠地を和歌山

県内に有する者又はその者を構成員に含む根拠地を和歌山県内に有する法人。2つ目として和歌山県内の漁業協同組合に所属する者。3つ目として操業区域に漁業権を有する漁業協同組合の同意を得た者。と記載しています。

次に、4ページの「2 許可又は起業の認可を申請すべき期間」は、規則第11条第2項で「申請すべき期間は、ひと月を下らない範囲内において知事が定める期間」と規定されています。については、当委員会から答申をいただいたて公示をした日以降、公示案に記載のとおり、1か月を申請期間とします。

なお、許可の有効期間は、規則第15条第1項第2号で1年と規定されていますが、同条第2項の規定により内水面漁場管理委員会・海区漁業調整委員会の意見を聴いて前項より短い期間を定めることができますとなっています。うなぎ稚魚漁業の漁業時期は、許可方針により、1月11日から4月30日で規定されていますので、許可の有効期間は漁業時期に合わせます。

次に、「3備考」は、この告示に係る許可又は起業の認可には、別で定めるところにより条件を付けるものとし、6ページの許可方針第9に記載されている「許可等の条件」を付けることとします。

最後に、公示につきましては県のホームページに掲載します。以上が知事許可漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置等の公示についての説明となります。

ご審議のほどよろしくお願い致します。

川口議長

ただいま、第1号議案について説明がありましたが、ご意見・ご質問等はございませんか。

小久保委員

いまさらで恐縮ですが、許可する人の数はどのように決めていくのでしょうか。各地先の数はどうやって決めていますか。

原田課長補  
佐兼班長

以前までの特別採捕許可で操業を実施していた人数と同じ数を設定しています。なぜ、その数なのかということですが、人数の増減については色々な考え方がありますが、河川のうなぎ資源への影響を考慮しまして、過去から操業してきた過程において資源に大きな影響を与えているという状態ではないと思われますの

	で、この人数とさせて頂いているところです。
小久保委員	ありがとうございます。
川口議長	ありがとうございます。他に何かございませんか。
稻野委員	すくい網というのはどういうものですか。
原田課長補 佐兼班長	和歌山県で使っているすくい網は採捕者により若干形は違いますが、いわゆる小さなたも網です。片手でライトを使ってすくうことができる程度のものです。
稻野委員	特に網のサイズは決まっていないのでしょうか。
原田課長補 佐兼班長	サイズの規定はないです。シラスウナギ採捕時は電気を点けてすくいますが、シラスウナギは電気に寄って留まるわけではなく通過していくので、それを効率よくすくうためにはあまり大きな網ではなく、比較的小さなしっかりとした網ですくってすぐに籠に落とすような方法が効率が良いので皆さんそういった形状のものを使われています。
稻野委員	質問させて頂いたのは、宮崎などの南九州の方では大型の1メートルほど間口のある網を使って波打ち際ですくいます。そうすると大量にすくいとることができます。その網を鹿児島県は許可していますが、宮崎県は許可していない。県によって違う扱いをしています。網のサイズに関してすくい網に決まりがないのであれば、どういうものでも良いという認識で公示されるのでしょうか。
原田課長補 佐兼班長	和歌山県では許可の条件で昼間はすくってはいけないことになっているのですが、おっしゃられた事例は夜に波打ち際で行われているものでしょうか。
稻野委員	はい。

原田課長補佐兼班長 そういうことでしたら、採捕できる時間帯も同じですが網に関する規定は今のところありません。ですが、和歌山県では大型網を使用している方はいないと認識していますが、場合によってはサイズ規定もしなければならないと考えます。

稻野委員 そういう漁業が無くて問題が現状ないのであれば、これでよいかと思います。

川口議長 ありがとうございます。他に何かございませんか。

ないようですので、お諮りしたいと思います。第1号議案につきまして、諮問内容のとおり異議がない旨、答申してよろしいでしょうか。

(各委員 異議なしの声)

異議なしということですので、本議案については、そのように決定します。

(各委員 異議なしの声)

本日予定していた議題は以上ですが、他に何かございませんか。ないようでしたら、事務局から報告をお願いします。

戸瀬書記 事務局から連絡させて頂きます。参考資料をご覧ください。  
全国内水面漁場管理委員会連合会関係の報告で4件、コイヘルペスウイルス病の発生について1件、計5件の報告事項でございます。

参考資料の1をご覧ください。

まずは1件目「令和7年度通常総会」についてです。参考資料1をご覧ください。令和7年度通常総会が、本年5月30日に開催されました。表紙をおめくりいただき、ページ番号1の通常総会次第をご覧ください。総会における議案は、次第の「8 議事」のとおり、4議案ございます。

第1号議案が令和6年度事業報告、収支決算案及び剰余金処分案について、第2号議案が令和7年度事業計画案及び収支予算案について、第3号議案が令和7年度提案書案について、4号議案が次期役員及び事務局案についてであり、いずれの議案も原案どおり承認されています。

ページ番号の6ページからが議案資料となりますので、皆様方においてご確認いただければと思います。4号議案の承認により、当委員会の川口会長が全国内水面漁場管理委員会の理事に就任されました。また、第3号議案で承認されました提案書につきましては、本年7月に要望活動が行われていますので、次にご説明します。

続いて2件目「令和7年度提案行動に対する関係省庁の回答について」です。通常総会第3号議案において承認された要望書について、本年7月に提案要望が行われました。文字が小さくて申し訳ございませんが、参考資料2をご覧ください。参考資料2では、各項目に対する関係省庁からの回答が取りまとめられています。要望項目は、外来魚対策、鳥類による食害対策、魚病対策、河川湖沼環境の保全及び啓発、放射性物質による汚染対策、ウナギの資源回復、内水面漁場管理委員会制度についての7項目ございます。

資料では、それぞれの要望に対して、各省庁から取組状況や考え方などについての回答がまとめられていますので、また、お目通しいただければと存じます。

続いて3件目、「第21回中日本ブロック協議会」についてです。参考資料3をご覧ください。11月4日～5日にかけて、今年は大阪府で開催されます。会長と事務局にて出席対応することとしておりますので、結果は次回の委員会でご報告させていただきます。

最後に4件目、「令和7年度研修会」についてです。

参考資料4のとおり10月10日に研修会が開催され、事務局及び資源管理課から、参加致しました。講演は2題あり、1題目は「効果的なカワウ対策及びアユ放流手法について」、2題目は

「内水面漁協の経営改善について」でした。多岐にわたる話題提供がありましたのでそれぞれ簡単に概要説明します。

参考資料4の1ページから15ページの題目1「効果的なカワウ対策及びアユ放流手法について」水産研究・教育機構の坪井潤一氏から講演がありました。放流手法についてでは、アユを早めに放流して川に育ててもらうこと。そうすることで人工飼育下におけるコストを少なくし、減耗も抑制できること。それらの放流場所については、河川に浮石があるところの近くで行いアユが鵜から逃げられる環境がある状況が望ましいとのことでした。アユが越えられない堰から上流に放流を集中させるなど、ゾーニング的な放流管理を考えてみてはどうかということもおっしゃっていました。これらの方法はアユ放流マニュアル（2018）として公開しているということでした。

カワウの対策については、個体群管理を広域ですることが重要であり、近年ではフィッシュパスと連携してアプリを作成し、位置情報をオンにし投稿すればどこにカワウがいるかを情報共有できるようになっているとのことでした。駆除の方法については、リンロンテープを木から垂れるように張ることで、滑空飛行しなければならないカワウは営巣しにくいこと。このとき大きなコロニーを狙うのではなく、その周りの小さなコロニーを狙い分散を防ぎ集約させることが大切とのことです。また、3月頃のカワウの繁殖開始時期を狙って、ドローンを用いたドライアイスによる対策も有効とのことでした。繁殖初期にはカワウにエネルギーがあるため、大きな卵を産むことが多く、その時期の対策が最も有効であり、ドローンを使って既に生んでいる卵に小さなドライアイスを散布して卵に接触させることにより卵の一部を冷凍することで、不活性卵としつつも卵は巣に残して次に産卵させないことがカワウの増殖を防ぐとのことです。これらの作業は例えば県内で分散の恐れがある箇所で同時期にすることで、より効果があるとのことです。

また、地域間でアユがどれほど釣られやすいかを分析したものもあり、縄張りの持ち方や成長率を調べた報告もありました。今

回の報告では、日本を3ブロックの北中南日本に分けた際には北南中日本の順にアユは成長が早く縄張りも持ちやすく釣られやすいとの実験結果でした。これらの理由はアユに最適な水温や降水量を考慮したアユにとってベストな夏の成育期間が短い地域順となっており、早く大きくなるために食欲も旺盛になり、釣られやすいのではないかという考察でした。

次に、ページ番号17ページから22ページまで、「内水面漁協の経営改善について」と題して、水産研究・教育機構の中村智幸氏から講演がありました。

日本における増殖目標量の設定は現行値を1とするならば、その1.8倍の放流が成されていること。従って、現在の放流量が厳しい値ならば、見直せる可能性があること。先進事例としては、増殖目標量を金額で示し、増殖方法は漁協が決める、増殖効果のあった禁漁を増殖義務の履行方法として認める、簡易魚道の設置を増殖義務の履行方法として認めるなどの紹介がありました。近年では全国で毎年約10漁協が解散していること。若手の組合員の加入があった場合には、早期に漁協の意思決定の場に参画してもらい自分も当事者である意識をもってもらうのも方法であること。また、漁協の収益を伸ばした例として、アユのルアーフishingを導入した漁協では前年と比べて10倍増となった漁協もあることなどがありました。

結論として内水面漁場管理委員会は関係法令の範囲内で都道府県の独自色を出した増殖目標の設定を認めることができるというものでした。

全国内水面漁場管理委員会連合会の関係は以上です。

次にコイヘルペスウイルス病の発生について当委員会から、毎年コイヘルペスウイルス病対応のために毎年委員会指示を出しているところですが、今回、令和7年10月14日に県内の個人池において、発生報告がありましたので詳細を資源管理課から報告して頂きます。よろしくお願い致します。

島村  
事務局長

本日お配りしました「コイヘルペスウイルス病の発生」についてという資料をご覧ください。この内容は県庁の資源管理課のホ

ームページで公開しているものです。10月14日に紀美野町の個人の池で飼育しているニシキゴイでへい死が発生しているという連絡を受けまして水産試験場内水面試験地と資源管理課で現場に向かいました。その場で池からの排水を停止し、魚体でコイヘルペスウイルス病の検査を実施したところ、翌日陽性であることが判明しました。陽性の結果を受けてニシキゴイの所有者と協議し、へい死魚と残魚の全てをその方の敷地内に埋却処分し、飼育池についても消毒を行う対応をとりました。

本県では、平成16年に紀の川の高野口町小田頭首工付近でへい死したコイから初めて確認され、その後、本流の橋本市岸上橋付近から紀の川大堰及び支流の貴志川に拡大しました。

その後、平成20年に和歌山市内のニシキゴイ愛好家のハウス内の池、平成22年に日高川水系の西川という支流の河口付近で発生して以来、15年ぶりの発生となります。

これまで、本県での発生水域は、紀の川水系、日高川水流であり、今回の発生に伴う発生水域の変更はありません。

川口議長 他に何かございませんか。

丸山委員 さきほど参考資料2で国に対する提案と回答という資料を簡単にご説明頂きましたが、14ページのところに昨今の環境に関する提案と国の回答がのっていますが、近年よく言われているのが気候変動が激しくて特に海面でも水温が上がって来て県内で取れる魚が北の方へ移動したのではないかとか言われているところですけども、和歌山県内の河川での魚類の生息環境の変化というのは今までとどのように変わってきたのか。あるいは、魚類の生態について、例えば少なくなつて見なくなつただとか現在のところでわかる範囲で結構ですのでもし知見があれば教えて頂ければと思います。

原田課長補佐兼班長 きっちりと調査してこれがわかっているというものではないですが、言われていることの1つにオイカワが減ってきてているという話があります。それが気候変化が原因なのかどうかはわかりません。それから、最近は淵で釣れなくなってきたという話を聞き

ます。やはり水温が上がってきたことで一番影響があるのはアユの産卵時期や溯上時期への影響だろうと思います。また、大雨も連続する場合は河川への影響も大きく、最近川に大きい石が無くなってきて砂で淵が埋まっている河川があるので、小石河川なんかで洪水が頻繁に起きると藻類が正常に生育するのに影響を及ぼすことなどが考えられます。また、淵が砂で埋まると洪水時にアユ等が流されやすくなりますのでその影響も心配しているところです。ただ、これが明らかに変わってきてているという明確なものは把握していないのが現状です。

丸山委員

今後、そういう傾向が続くかと思いますので関係の試験場さんにもこういう方面でも注意して頂いて継続して調査をお願いしたいと思います。

川口議長

他に何かございませんか。特ないようですので、これにて委員会を終了いたします。本日は、ありがとうございました。

(午後2時00分 閉会)